

## 会員規定

2015年12月29日施行

### (目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営及び諸事業に対して有する権利および義務の詳細について明確にするために設ける。

### (性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、狩猟者の模範となり、鳥獣被害を防止し、市民生活の安全安心に寄与するものである。

### (会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款6条の種別のおりとし、定款8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

### (会費)

第4条 定款8条による会費は次のとおりとする。

#### (1) 正会員

個人会員 入会金1口1万円を1口以上、年会費1口1万円を1口以上

団体会員 入会金1口10万円を1口以上、年会費1口10万円を1口以上

#### (2) 賛助会員

個人会員 年会費1口5千円を3口以上

団体会員 年会費1口5万円を1口以上

### (入会金および会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度途中で新たに入会した会員は、当該年度会費および入会金を入会の際に納入するものとする。

### (役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなくてはならない。

(1) 正会員は総会への出席

(2) 事業活動への参加

### (特典)

第7条 会員は、この法人が行う事業、講習会、集会に優先的に参加できる。

2 個人会員の狩猟登録および国有林、道有林一括入林申請は、この法人が行う。

### (規定の変更)

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。

NPO法人北海道自然保護狩猟者連盟  
(NPO北海道レンジャークラブ)